

口座開設利用規約（千葉信用金庫アプリ）

本アプリを利用して、口座開設をご利用できる方は、以下の項目すべてを満たす個人の方にかざらせていただきます。ご利用条件、利用規約等をご確認願います。

ご本人さまの確認資料として、現在のご住所が記載された運転免許証もしくはマイナンバーカードをご準備ください。

【ご利用条件（以下の項目すべてを満たすお客さま）】

- ・当金庫で初めて普通預金口座の開設となるお客さま（お一人につき、一口座のみ申込みとなります。）
- ・18歳以上の個人のお客さま
- ・日本国籍を有するお客さま
- ・当金庫の定める一定区域にお住まいのお客さま、または、お勤めのお客さま
- ・日本国内発行の有効な運転免許証またはマイナンバーカード（以下「ご本人さま確認書類」といいます。）を所有しているお客さま
- ・ご本人さま確認書類記載の住所に居住のお客さま
- ・開設した口座を事業用に使用しないお客さま
- ・反社会的勢力でないお客さま
- ・米国納税者でないお客さま
- ・税法上の居住地国（納税地国）が日本のお客さま
- ・外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）、またはその家族のいずれにも該当しないお客さま
- ・日本国政府において重要な公的地位にある方（あった方）、またはその家族のいずれにも該当しないお客さま
- ・国際機関における要職の従事者に該当しない方、またはその家族のいずれにも該当しないお客さま（過去を含む）
- ・成年後見制度をご利用されていないまたはご利用の対象でないお客さま
- ・少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用されないお客さま
- ・通帳未発行にご同意をいただけるお客さま
- ・当金庫の各規定に沿って口座をご利用いただけるお客さま

【お手続きにあたってのご確認事項】

- ・ご本人確認資料として、スマートフォンのカメラで運転免許証またはマイナンバーカードを撮影して送信していただきます。
アプリの画面に沿って表面と裏面を鮮明に撮影してください。運転免許証等は日本国内の有効なものに限ります。
- ・ICキャッシュカードのお申込みは必須とさせていただきます。
なお、通帳は発行いたしません。
- ・ご勤務先の近隣店舗をご指定いただいた場合、ご勤務先へ電話等にて在籍の確認をさせていただく場合があります。
- ・総合的な判断により、口座開設をお断りさせていただく場合がございます。
なお、お断りさせていただく理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
また、口座開設をお断りさせていただいた場合においても、お客さまが送信された画像データ等は返却いたしません。

- ・口座開設のお断りにつきましては、お客さまが申込時に入力しましたメールアドレス宛にご連絡いたします。

【口座のご利用】

- ・口座開設のお申込みをいただいたてから、1～2週間程で、ICキャッシュカードを転送不要の簡易書留郵便にて郵送します。
- ・お届け先住所・氏名に郵便物が届かず、郵便物が当金庫に返送された場合や、郵便局の保管期間を過ぎても郵送物をお受け取りいただかず、当金庫に返送された場合は、口座開設を取消させていただきます。
- ・利用目的と異なる目的で預金口座を使用している可能性がある場合と当金庫が判断した場合には、お客さまへの事前通知をすることなく一時的に預金口座の利用を停止させていただく場合があります。
- ・口座番号につきましては、お電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

つきましては、キャッシュカードがお手元に届きましたら、カードに記載されている口座番号をご確認ください。

以上

